

令和6年度「はじめての秋田暮らし応援事業」のご案内

移住定住登録をして、秋田県内へ移住した方に、10万円を助成します！

事業概要

■ 事業名称

はじめての秋田暮らし応援事業

■ 助成額

1世帯につき10万円（助成申請は、1世帯につき1回までです。）

■ 助成対象者

移住定住登録（※1）をした上で、令和6年3月1日から令和7年2月28日までに、秋田県内へ移住した方（※2）

※1 県が実施している登録制度です。登録することが本事業の対象要件となります。また、ご登録されると様々なサポートが受けられます。

下記QRコード「秋田県移住・定住総合ポータルサイト」からご登録ください。

※2 移住完了（住民票異動）後、（公財）秋田県ふるさと定住機構（TEL:018-826-1731）へ移住報告し、受理された方



▶ 「移住支援金」をご検討の方（同一世帯の方を含む）へ

「移住支援金」の交付を受けている場合、交付申請中の場合、交付対象となる可能性のある場合、又は同一世帯の方が「移住支援金」の交付を受けている場合は、本事業の助成対象外となります。（「移住支援金」の交付対象となる可能性については、別紙チラシにてご確認ください。）

■ 申請受付期間

県が申請書類を発送した日から90日後まで ※最終申請期限：令和7年3月10日（必着）
（ただし、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。）

移住定住登録と事業の詳細確認は、
秋田県移住ポータルサイトからお願いします。

令和6年度はじめての秋田暮らし応援事業

検索



提出書類

- 補助金等交付申請書
- 債権者口座情報 報告様式（振込先口座の通帳の写し等口座情報を確認できるものを添付）
- 住民票謄本（※）
 - ※ 申請者の世帯構成員が分かる申請者の世帯全員が記載され、県外からの異動が確認できる発行の日から3か月以内のもの。
 - ※ 本県出身者（Uターン）は、県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して3年を超えて居住された方が対象となりますので、確認書類を求める場合があります。
 - ※ 移住後に秋田県内で転居している場合や移住定住登録時から名字の変更があった場合は、確認書類として、転居前に取得した住民票や戸籍の附票等をご提出ください。
- 請求書

申請書様式は、移住完了報告をされた方へ、順次ご送付します。90日以内に御申請ください。

本助成金の申請に関する窓口

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階（8時30分～17時15分、土日祝休）

TEL：018-860-1234、E-MAIL：iju@pref.akita.lg.jp